

# 災害に伴う自動車税（種別割）の減免等について

京 都 府

京都府では、災害に伴う自動車税（種別割）の減免などの制度を次のとおり設けております。

内 容	申請書類
<p>1</p> <p><b>・被災した自動車を廃車する</b>（＝運輸支局での自動車の抹消登録手続）            → 廃車の日の属する月の翌月から自動車税（種別割）の課税を取り消します（既に納付された自動車税（種別割）は月割で還付します。）。</p>	<p>運輸支局への申請となります。            詳しくは  <u>自動車登録手続ヘルプデスク（電話050-5540-2061）</u>へお問い合わせください。            ※ 京都府への申請等手続は不要です。</p>
<p>2</p> <p><b>・被災した自動車を廃車したが、被災日の翌月以降になったもの</b>  <b>・流失、水没などで自動車がなく廃車の手続ができないもの</b>            →被災日の属する月の翌月から課税を取り消します。            （既に納付された自動車税（種別割）は月割で還付します。）</p>	<p>① 事故自動車申立書            ② 被災自動車が災害を受けたことを証する次のいずれかの書類（自動車のナンバーが確認できるもの）</p> <p>〔</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村が発行するり災証明書等</li> <li>・損害保険会社が発行する書面</li> <li>・被災自動車の写真（被災を確認するに足る程度のもの）</li> </ul> <p>〕</p>
<p>3</p> <p><b>・被災によってエンジンなどに被害を受け、修理しなければ使用できない自動車</b>            →被災日から修理が完了した日までの月割税額を減免します（既に納付された自動車税（種別割）は月割で還付します。）。            ※16日未満は切り捨てとなります。</p>	<p>① 自動車税（種別割）災害減免申請書            ② 被災自動車が災害を受けたことを証する次のいずれかの書類（自動車のナンバーが確認できるもの）</p> <p>〔</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村が発行するり災証明書等</li> <li>・損害保険会社が発行する書面</li> <li>・被災自動車の写真（被災を確認するに足る程度のもの）</li> </ul> <p>〕</p> <p>③ 修理期間、修理内容及び修理が完了したことを証する書類（修理完了日が明記されているもの）            ※申請期限…修理が完了した日から2か月以内</p>

上記2及び3の申請・お問い合わせは以下の事務所をお願いいたします。

担当事務所	電話番号	お住まい（所在地）の市区町村等
京都府府税事務所 自動車税管理事務所	075-672-6155	京都府全域
京都府府税事務所	075-692-1320	京都市、向日市、長岡京市、大山崎町
山城広域振興局税務課	0774-23-5400	宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、久御山町、井手町、宇治田原町
山城南府税出張所	0774-72-0231	木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村
南丹広域振興局税務課	0771-22-0330	亀岡市、南丹市、京丹波町
中丹広域振興局税務課	0773-62-2502	舞鶴市
中丹西府税出張所	0773-22-3904	福知山市、綾部市
丹後広域振興局税務課	0772-62-4303	宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町

※ 月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時までの間をお願いいたします。  
 （ただし、祝日等の府の休日を除く。）